

Title	知的財産権訴訟寸考
Author(s)	牧野, 利秋
Citation	大阪大学, 2003, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/44483
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	まきのとしあき 牧野利秋
博士の専攻分野の名称	博士(法学)
学位記番号	第17435号
学位授与年月日	平成15年1月31日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文名	知的財産権訴訟寸考
論文審査委員	(主査) 教授 國井 和郎 (副査) 教授 池田 辰夫 助教授 茶園 成樹

論文内容の要旨

上記に収録した各論文(判例評釈・解説は省略)について、要旨を述べる。

1. 「特許権侵害差止仮処分手続の特殊性」実務民事訴訟講座第5巻257～275頁(昭和44年・1969年8月、日本評論社)
特許権侵害差止仮処分の特質として、被保全権利について、特許権が発明という無形の技術的思想の創作を権利の対象とすることに由来する特許発明の技術的範囲の確定という技術面の考察の上にたった権利自体の保護範囲の確定が先行すること、保全の必要性について、それが満足的仮処分としてなされることから必要性について高度のものが要求される点を挙げ、それぞれにつき仮処分事件の実務的処理の面で留意すべき点について考察した。
2. 「特許等仮処分」・鈴木忠一・三日月章編『注解民事執行法』第7巻273～300頁(昭和59年・1984年4月、第一法規) 初出・同編『注解強制執行法』第5巻196頁(昭和54年・1979年、第一法規)
特許権侵害差止仮処分手続の全般にわたり、各学説を検討した結果を踏まえて解説したものである。
3. 「特別事情を理由とする仮処分の取消—特許権侵害差止仮処分における—」三宅正雄先生喜寿記念『特許争訟の諸問題』763～783頁(昭和61年・1986年10月、発明協会)
特許権侵害差止仮処分における特別事情を理由とする仮処分の取消に関する判例を網羅して採り挙げ、その動向を探るとともに、判例を分析して、満足的仮処分としての差止仮処分の取消事由である特別事情における問題点を考察した。
4. 「特許侵害と仮処分—保全の必要性の検討—」中野貞一郎・原井龍一郎・鈴木正浩編『民事保全講座』第3巻518～543頁(平成8年・1996年12月、法律文化社)
特許権侵害差止仮処分における保全の必要性につき判例を概観し、特許権侵害による損害の回復の困難性が重視されていること、必要性の判断には被保全権利の存在の心証度との関係が無視できないことを論証した。
5. 「特許権侵害差止請求訴訟の訴訟物」原増司判事退官記念『工業所有権の基本的課題(上)』577～593頁(昭和46年・1971年12月、有斐閣)
特許権侵害差止請求の訴訟物である差止請求権は、侵害行為をなさざることを求める不作為請求権である。その同一性を判断する基準は何か。本稿は、従来の学説では触れられることのなかったこの問題につき理論的考察を加えたもので、強制執行との関係を考慮しつつ、その偶数、その特定につき論じたものである。
6. 「特許発明の技術的範囲の確定についての基本的な考え方」『工業所有権訴訟法』裁判実務大系第9巻91～106頁(昭和60年・1985年6月、青林書院)

特許権侵害訴訟における最重要点である特許発明の技術的範囲の確定につき、全般的に考察したものである。技術的範囲確定の場面における特許請求の範囲の解釈の原則を論じ、いわゆる均等論につき、置換容易性の判断の基準時を特許出願時とする当時の通説に対する批判を述べた。

7. 「特許発明の技術的範囲確定の問題点」 斎藤・牧野共編『知的財産関係訴訟法』裁判実務大系第 27 巻 425～454 頁（平成 9 年・1997 年 6 月、青林書院）

特許発明の技術的範囲の確定につき、「6.」の論文の考え方を継承しつつ、その後の判例・学説の進展に即し再度考察した。特に、従来ともすれば同一視されてきた特許権侵害訴訟裁判所が行う特許発明の技術的範囲の確定における特許請求の範囲の解釈と、行政庁である特許庁が行う出願課程及び審判課程における特許請求の範囲の解釈とは理論的に区別すべきこと、特許権の保護は特許発明の実質的価値に即応してなされるべきことを論じた。また、均等論につき、均等侵害を認めるべき要件について論じ、置換容易性の判断の基準時は侵害時とすべきことを述べた。

8. 「特許発明の本質的部分について—ボールスプライン軸受事件最高裁判決に即して—」清永利亮・設楽隆一編『現代裁判法大系』第 26 巻知的財産権 85～100 頁（平成 11 年・1999 年 3 月、新日本法規出版）

最（三小）判平成 10 年 2 月 24 日民集 52 巻 1 号 113 頁が均等侵害を認めるべき要件の一つとして挙げた「異なる部分が特許発明の本質的部分でないこと」につき、その意味するところを論じ、それは単に異なる部分のみを問題にすべきではなく、異なる部分を含む対象製品等が全体として特許発明の技術的思想の範囲内にあり、実質的に同一と評価されることをいうと解すべきものとの考えを述べた。

9. 「特許処分 of 瑕疵を裁判所で是正することの是非について」財団法人知的財産研究所・特許の無効と侵害に関する調査研究報告書 51～59 頁（平成 12 年・2000 年 3 月、知的財産研究所）

特許権侵害訴訟において、裁判所が侵害の成否を判断する前提として特許無効理由の存否について審理判断することが許されないとする大審院以来の確定した判例に対し、本稿は、侵害訴訟裁判所が特許無効事由の存否について判断できる理論的根拠を示し、判断できる無効事由に制限がないことを述べた。

論文審査の結果の要旨

本研究は知的財産権につき、その裁判実務を先導してきた斯界泰斗による研究成果の集大成であり、知的財産法の全領域に亘る主要課題をほぼ網羅的に取り上げ、理論的のみならず実践的見地からも具体的かつ詳細な検討を加え、理論の深化と運用の合理化を目指したもので、その目的を果たしたと評価しうる。

特許権につき、侵害の適切・迅速な救済が最重要課題で、権利範囲の画定と救済手続の適正化がその二本柱であるところ、本研究は両者を正面から取り上げ精力的に検討を加え、自説を明確かつ説得的に展開する。その主張は、特許権侵害仮処分につき、その特質を検討の視座に据えた接近手法の採用など、単なる思弁的考察に終始せず、実務経験上の実践的配慮をも加味している。このため、本研究は先行学説等の検討による伝統的理論の深化・再構築にとどまらず、鋭い実務感覚に基づく新しい問題意識・関心から、先駆的な課題設定や従来にはない接近視角を採用して、斬新で独創的な解釈論を説得的に展開する。このことは、特許発明の技術的範囲の画定についても基本的に異ならないが、ここでは、通説の不都合を厳しく指弾して、自説の理論的正当性と実践的妥当性を論証し、その理論状況を一変せしめた、と行って過言ではない。また、本研究は意匠権、著作権や商号権については、判例批評という形で理論的検討のほか訴訟のあり方や解釈論の限界さらには立法論の展開に及び、学説はもとより裁判実務に多大の影響を及ぼし、法改正の主要な契機とさえなっている。

以上要するに、本研究は先行研究を精確に解析し、その理論整序の上に独自の理論を明瞭に展開したものであり、しかも卓越した実務経験に立脚した斬新だが、至極当然の問題発掘・解決策を示すなど、実践的にも無理なく適切な運用指針を提示した知的財産権に係る画期的研究であり、本研究の到達点は、知的財産法・権をめぐる理論および実務の両面に亘る重要かつ貴重な貢献として、また後続学説の研究出発点として学説史に残る業績である、と評価できる。本審査委員会は委員全員一致して、本研究が博士（法学）の学位を授与するに十分な価値あるものと認定するものである。